

# 労働安全衛生法と特定健診

健康診断により内臓脂肪症候群（メタリックシンドローム）やその予備軍の人を見つけ出す  
特定健診・特定保健指導が平成20年4月より始まっています。

- ❗ 事業主 従業員全員に労働安全衛生法に基づく健診を実施  
追加 ⇒ 腹囲・LDLコレステロール  
今までの労働安全衛生法の項目が変わります。  
廃止 ⇒ 総コレステロール
- ❗ 医療保険者（健康保険組合・共済等）40歳～74歳の被扶養者（従業員家族）に特定健診・特定保健指導を実施

## 労働安全衛生法

視力検査  
聴力検査  
35・40・45才以上 オーディオメーター  
胸部レントゲン検査  
35・40才以上  
貧血検査  
(血色素・赤血球・ヘマトクリット)  
心電図

## 特定健診

問診・診察  
身体計測（身長・体重・肥満度・腹囲）  
血圧測定・尿検査（糖・蛋白）  
35・40才以上  
肝機能検査（GOT・GPT・γ-GTP）  
脂質検査（中性脂肪・HDL-C・LDL-C）  
糖代謝検査（空腹時血糖又はHbA1c）

## 高齢者医療確保法

40才以上  
医師の判断に基づき  
実施する項目  
眼底検査

特定健診の結果を基に保健指導対象者の選定・グループ分け  
特定保健指導 必要に応じて積極的・動機づけ・情報提供の支援を行います

## メタリックシンドロームの基準

### 内臓脂肪チェック

腹囲

男性85cm以上

女性90cm以上

●内臓脂肪面積が  
男女共100cm<sup>2</sup>



## メタリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加え  
脂質・血圧・血糖のうち  
2つ以上該当すると…

